

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 本商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (名 称)

第 2 条 本商工会は、戸田市商工会と称する。

### (地 区)

第 3 条 本商工会の地区は、戸田市の区域とする

2 本商工会の地区たる戸田市について、境界変更又は未所屬地域の編入があったときは、前項の規定にかかわらず、地区はその境界変更又は未所屬地域の編入後の区域とする。

### (事務所所在地)

第 4 条 本商工会は、事務所を埼玉県戸田市におく。

### (原 則)

第 5 条 本商工会は、営利を目的としない。

2 本商工会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

3 本商工会は、これを特定の政党ために利用しない。

### (公告の方法)

第 6 条 本商工会の公告は、本商工会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、埼玉新聞に掲載して行うものとする。

### (規 約)

第 7 条 この定款で定めるもののほか、本商工会の業務の執行について必要な事項は、総代会の議決を経て規約で定める。

2 本商工会は、規約を設定したときは、遅滞なく、これを市長に届け出るものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

## 第 2 章 事 業

(事 業)

- 第 8 条 本商工会は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- (1) 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
  - (2) 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
  - (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
  - (4) 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
  - (5) 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
  - (6) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
  - (7) 埼玉県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
  - (8) 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
  - (9) 輸出品の原産地証明を行うこと。
  - (10) 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
  - (11) 行政庁等の諮問に応じて答申すること。
  - (12) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
  - (13) 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
  - (14) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
  - (15) 前払式証票の発行を行うこと。
  - (16) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

## 第 3 章 会 員

(会員の資格)

- 第 9 条 本商工会の会員たる資格を有する者は、本商工会の地区内において、引き続き 6 月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者、第 52 条に定める青年部の部長及び副部長並びに第 57 条に定める女性部の部長及び副部長とする。

ただし、次に掲げる者は、本商工会の事業の円滑な推進のために必要であるとして、理事会が特に承認した場合は、会員となることができる。

- (1) 本商工会の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者
- (2) 本商工会の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体等
  - ①相互会社②中小企業等協同組合③信用金庫④労働金庫⑤公社⑥青色申告会⑦法人会⑧スタンプ会⑨商店会⑩商店会連合会⑪商業協同組合⑫商業団体連合会⑬特定非営利活動法人⑭医療法人⑮社会福祉法人⑯地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人、財団法人⑰まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人⑱産学連携・商工会事業に関わる学校法人
- (3) 本会の地域内で自己の名を持って事業活動を行う次に掲げる個人
  - ①医師 ②歯科医師 ③助産師

(加入)

第10条 本商工会の会員たる資格を有する者は、総代会の議決を経て別に定める加入手続きにより、本商工会の承諾を得て、本商工会に加入することができる。

- 2 前項の加入の諾否は、理事会において決定する。
- 3 理事会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。
- 4 第2項の規定により理事会の承諾を得た者は、所定の加入金及び会費を納めた時に、本商工会の会員となる。
- 5 加入金の額及びその払い込み方法は、総代会の議決を経て別に定める。

(議決権及び選挙権)

第11条 会員は各々1個の議決権及び選挙権を有する。

- 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は、その会員の3親等以内の親族若しくは常時使用する従業員又は他の会員でなければならない。
- 3 前項の規定により議決権及び選挙権を行使する者は、出席者とみなす。
- 4 代理人は、5人以上の会員を代理することはできない。

- 5 第2項の代理人は、議決権及び選挙権を行使する前にその代理権を証する書面を本商工会に提出しなければならない。

(会 費)

- 第12条 会員は、毎事業年度所定の納期までに、会費を納入しなければならない。
- 2 前項の会費の金額及びその払い込み方法は、総代会の議決を経て別に定める。

(過怠金)

- 第13条 本商工会は、会費の納入その他会員たるの義務を怠った会員に対して、理事会の議決を経て、過怠金を課すことができる。
- 2 前項の過怠金の金額その他過怠金の賦課に関し必要な事項は、総代会の議決を経て別に定めるものとする。

(会員権の停止)

- 第14条 本商工会は、会費の滞納が6月以上におよぶ会員その他会員たるの義務を怠った会員に対して、総代会の議決を経て、その会員たるの権利の全部又は一部の行使を停止することができる。この場合には、その会員に対して、その総代会の会日の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 2 前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱 退)

- 第15条 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて本商工会を脱退することができる。
- 2 会員は、次の場合には、脱退する。
    - (1) 会員たる資格を喪失した場合
    - (2) 死亡し、又は解散した場合
    - (3) 除名された場合

(除 名)

- 第16条 本商工会は、次の各号のいずれかに該当する会員を総代会の議決によって除名することができる。この場合には、その会員に対して、その総代会の会日の一週間前までにその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 1年以上にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った会員
- (2) 本商工会の体面を傷つけ、又は本商工会の目的遂行に反する行為を行った会員

2 第14条第2項の規定は、会員の除名について準用する。

3 除名された者は、除名された日から1年間は本商工会の会員となることができない。

(届出)

第17条 会員は、次の各号のいずれかに該当する時は、遅滞なく、その旨を本商工会に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所に変更があったとき。

(2) 法人たる会員にあっては、その代表者の氏名又は住所に変更あったとき。

(3) 事業の廃止、地区内において有する営業所、事務所、工場又は事業場の閉鎖その他会員たる資格の喪失を来すべき事実があったとき。

## 第4章 役員

(役員)

第18条 本商工会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理事 26人

(4) 監事 2人

2 役員は、会員又は会員たる法人の役職員でなければならない。

(役員の仕事)

第19条 会長は、本商工会を代表し、本商工会の業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理する。会長及び副会長がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ会長の定める順位により理事が、その職務を代理し、又は代行する。

4 監事は、本商工会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総代会に報告する。

(役員 の 忠実義務)

第 20 条 役員は、法令、定款及び規約の定め並びに総会及び総代会の決議を遵守し、本商工会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員 の 任免)

第 21 条 役員は、総代会において選任し、又は解任する。

2 役員 の 選任 又は 解任 に関する 議決 は、 あらかじめ その 旨 を 通知 した 総代会 に 於いて のみ する こと が できる 。

3 前 2 項 に 規定 する もの の ほか、 役員 の 選任 及び 解任 に関し 必要 な 事項 は、 総代会 の 議決 を 経て 別に 定める 。

4 次の 各号 の いずれ かに 該当 する 者は、 役員 となる こと が できない 。

(1) 成年 被後見人、 被保佐人、 破産者 で 復権 を 得ない もの 又は 未成年者

(2) 禁固 以上 の 刑 に 処せられた 者 で、 その 執行 を 終わり、 又は 執行 を 受ける こと が なくなっ た 日 から 5 年 を 経過 しない もの

5 監事は、会長、副会長、理事又は本商工会の職員を兼ねてはならない。

(役員 の 任期)

第 22 条 役員 の 任期 は、 3 年 と する 。

2 役員 は、 再任 される こと が できる 。

3 任期 の 満了 又は 辞任 によつて 退任 した 役員 は、 後任者 が 就任 する まで 引き続き その 職務 を 行う もの と する 。

4 補欠 で 選任 された 役員 の 任期 は、 前任者 の 残任 期間 と する 。

(代表権 の 制限)

第 23 条 本商工会 と 会長 と の 利益 が 相反 する 事項 については、 会長 は、 代表権 を 有 しない 。

その 場合 には、 監事 が 本商工会 を 代表 する 。

(役員 の 報酬)

第 24 条 役員 は、 報酬 を 受け ない 。

ただし、 旅費 その 他 業務 の 遂行 に 伴う 実費

についてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、総代会の議決により、慰労金又は常勤の役員に対する報酬を支給することができる。

## 第 5 章 顧問及び特別会員

(顧問)

第 25 条 本商工会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本商工会の目的達成のために必要な学識経験のある者又は本商工会に功労のあった者のうちから、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、本商工会の目的達成について必要な事項について会長の諮問に応ずる。

4 第 22 条（役員任期）の規定は、顧問について準用する。

(特別会員)

第 26 条 会員たる資格を有しない者であって、本商工会の趣旨に賛同するものは、本商工会の特別会員となることができる。

2 第 10 条（加入）、第 12 条から第 17 条第 2 号まで（会費、過怠金、会員権の停止、脱退、除名及び届出）の規定は、特別会員について準用する。

## 第 6 章 総会、総代会及び理事会

### 第 1 節 総代会

(総代会)

第 27 条 本商工会に総代会を置く。

(総代の定数)

第 28 条 総代の定数は、120 人とする。

(総代の任期)

第 29 条 総代の任期は、3 年とする。

2 第 22 条第 2 項から第 4 項まで（役員任期）の規定は、総代の任期について準用する。

(総代の選挙)

第30条 総代は、各地区ごとに各地区に属する会員のうちから、その地区に属する会員によって選挙する。

2 前項の地区及び各地区において選挙すべき総代の数は、別表のとおりとする。

(総代会の招集)

第31条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会の2種とし会長が招集する。

2 通常総代会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総代会は第4項に規定する場合のほか、会長が必要と認めたときに開催する。

3 前項の臨時総代会を招集する場合は、理事会の同意を得なければならない。

4 会長は、総代が総代の総数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総代会の招集を請求したときは、その請求があった日から3週間以内に、臨時総代会を招集しなければならない。

5 前項の規定による請求をした総代は、同項の請求をした日から2週間以内に会長が総代会の招集の手続きをしないときは、第1項の規定にかかわらず、市長の承認を得て総代会を招集することができる。会長の職務を行う者が不在の場合において、総代が総代の総数の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。

6 総代会の招集は、少なくとも会日の1週間前までに、各総代に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

(総代会の決議事項)

第32条 この定款で別に定めるもののほか、次の事項は、総代会の決議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更

(総代会の議事等)

第33条 総代会は、総代の総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 総代会の議事は、第4項ただし書及び第34条に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 総代会の議長は、出席者の互選によって定める。
- 4 総代会においては、第31条第6項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席者の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 5 総代会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては第31条第6項の規定は適用しない。
- 6 第11条（議決権及び選挙権）の規定は、総代会の議事について準用する。この場合において、第2項中「その会員の3親等以内の親族若しくは常時使用する従業員又は他の会員」とあるのは、「その総代の選挙された地区の会員」と、第4項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。

（特別の議決）

- 第34条 次の事項は、総代の総数の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- (1) 定款の変更
  - (2) 会員の除名

（議事録）

- 第35条 総代会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、書面又は電磁的記録を持って作成しなければならない。
  - 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
    - (1) 総代会が開催された日時及び場所
    - (2) 総代会の議事の経過の要領及びその結果
    - (3) 監事の監査結果についての報告内容の概要
    - (4) 総代会に出席した会長、副会長、理事又は監事の氏名
    - (5) 議長の氏名
    - (6) 議事録の作成に係わる職務を行った役員の氏名

## 第 2 節 総 会

（総会の議決事項）

- 第36条 本商工会の解散は、総会の議決を経なければならない。

（総会の招集）

- 第37条 総会は、前条の議決をする必要があるときに限り、理事会の同意を得

て、会長が招集する。ただし、総代会を設置すべき法定の要件を欠くに至ったときは、前条の議決以外の事項を目的として総会を招集することができる。この場合には、総代会に関する規定は総会について準用する。

(総会の議事)

第38条 解散の決議は、総会員の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数によって行うものとする。

(準用規定)

第39条 第31条第4項から第6項まで(総代会の招集)、第33条第3項から第5項まで(総代会の議事等)及び第35条(議事録)の規定は、総会について準用する。

### 第 3 節 理 事 会

(理事会)

第40条 本商工会に、理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長及び理事全員をもって組織する。

3 理事会は、会長が招集する。

4 理事会の招集は、会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知して行うものとする。

5 理事会の議長は、会長をもってあてる。

6 会長に事故あるとき又は欠員のときは、第19条の規定により会長の職務を代理し、又は代行するものが議長となる。

7 理事会における各役員の議決権は、各々1個とする。

(理事会の決議事項)

第41条 この定款で別に定めるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 総会又は総代会に提案すべき事項

(2) その他本商工会の業務執行に関し重要な事項

(準用規定)

第42条 第33条第1項、第2項、第4項及び第5項(総代会の議事等)並びに第35条(議事録)の規定は、理事会について準用する。

## 第 7 章 部会及び委員会

### 第 1 節 部 会

(部 会)

第 43 条 本商工会に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。

(1) 商業部会

(2) 工業部会

2 部会は、本商工会の会員によって構成する。

(部会長及び副部会長)

第 44 条 部会に部会長 1 人及び副部会長 2 人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会において互選する。

(総代会への報告)

第 45 条 部会長は、会務の状況を毎事業年度少なくとも 1 回総代会に報告しなければならない。

(部会について必要な事項)

第 46 条 前 3 条に規定するもののほか、部会について必要な事項は、総代会の議決を経て別に定める。

### 第 2 節 委 員 会

(委 員 会)

第 47 条 本商工会に、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するため、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

(委員会について必要な事項)

第 48 条 前条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

## 第 8 章 青年部及び女性部

### 第 1 節 青 年 部

(青 年 部)

第 49 条 本商工会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業の後継者たるべき青年の経営者としての資質を向上させ、もって商工業

の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するために組織として青年部を置く。

(青年部員の資格)

第 50 条 青年部員たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者（法人にあってはその役員）又はその親族若しくはその後継者と認められる者であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であって、年令満 45 才以下の者とする。

(青年部の事業範囲)

第 51 条 青年部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修活動に関すること。
- (2) 調査研究活動に関すること。
- (3) 広報及び意見活動に関すること。
- (4) 地域活動に関すること。
- (5) 社会一般の福祉の増進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(部長及び副部長)

第 52 条 青年部に部長 1 人及び副部長 3 人を置く。

- 2 部長及び副部長は、青年部において互選し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 部長及び副部長は、商工会の会員になるものとする。

(青年部について必要な事項)

第 53 条 前 4 条に規定するもののほか、加入手続きその他青年部について必要な事項は、総代会の議決を経て別に定める。

## 第 2 節 女 性 部

(女 性 部)

第 54 条 本商工会に、商工会の事業を積極的に推進するとともに、商工業に携わる女性としての経営知識と教養を深め、もって商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資するための組織として女性部を置く。

(女性部員の資格)

第 55 条 女性部員たる資格を有する者は、本商工会の会員たる商工業者（法

人にあつてはその役員。以下この項において同じ。)若しくはその配偶者又は本商工会の会員たる商工業者の親族であり、かつ、その会員の営む事業に従事する者であつて、女子とする。

(女性部の事業範囲)

第 56 条 女性部は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 研修活動に関する事。
- (2) 広報及び意見活動に関する事。
- (3) 地域活動に関する事。
- (4) 生活改善活動に関する事。
- (5) 社会一般の福祉の増進に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行う事。

(準用規定)

第 57 条 第 52 条(部長及び副部長)及び第 53 条(青年部について必要な事項)は女性部について準用する。

## 第 9 章 管 理

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第 58 条 会長は、定款及び規約を、並びに 10 年間総会及び総代会の議事録を本商工会の主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 会員は、いつでも、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第 59 条 会長は、毎事業年度、通常総代会の会日の 1 週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成して監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

- 2 監事は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、通常総代会の会日の前日までに、意見書を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の規定する監事の意見書を添えて第 1 項に規定する書

類を通常総代会に提出し、その承認を求めなければならない。

- 4 会員は、いつでも、第1項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第60条 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、会長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

## 第10章 事務局

(事務局)

第61条 本商工会に事務局を置く。

(事務局長及び職員)

第62条 事務局に事務局長1人のほか経営指導員その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、会長の命を受け、事務を統轄する。
- 3 事務局職員は、事務局長の指揮を受け、事務を処理する。
- 4 事務局長は会長が任命する。

(経営指導員)

第63条 経営指導員は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項にいう経営改善普及事業に従事する。

- 2 経営指導員は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令第1条第1項第3号に基づき県知事の定める資格を有する者のうちから、会長が任命する。
- 3 会長は、経営指導員を任命し、またこれを免ずる場合には、あらかじめ県知事の承認を得るものとする。

(事務局及び職員について必要な事項)

第64条 前3条に規定するもののほか、事務局及び職員について必要な次項は理事会の議決を経て別に定める。

## 第 1 1 章 会 計

(事業年度)

第 6 5 条 本商工会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

(収 入)

第 6 6 条 本商工会の経費は、会費、手数料、使用料その他の収入をもってあてる。

(手数料及び使用料)

第 6 7 条 本商工会は、施設等の使用又は事務の代行その他の事業の実施について、総代会の議決を経て別に定めるところにより、手数料及び使用料を徴収する。

- 2 前項に掲げる手数料及び使用料については、その額が適正な原価に照らし公正妥当な範囲内でなければならず、かつその徴収方法は、適正かつ明確なものでなければならない。

## 第 1 2 章 解 散 及 び 清 算

(解散)

第 6 8 条 本商工会は、次の場合に解散する。

- (1) 総会において解散の決議をした場合
- (2) 破産手続き開始の決定があった場合
- (3) 設立の認可を取り消された場合

(清算人)

第 6 9 条 清算人は、前条第 1 号の規定による解散の場合には、総会において選任する。

(財産処分の方法)

第 7 0 条 清算人は、就任の日から 6 月以内に財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、市長の認可を受けなければならない。

- 2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、市長の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

(解散後における会費の徴収)

第 7 1 条 本商工会は、解散後であっても、総会の議決を経て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

(残余財産の帰属)

第 7 2 条 残余財産は、商工会又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させるものとする。

付 則

(実施の時期)

1 この定款は、昭和 5 6 年 8 月 2 2 日から実施する。

(任期の特例)

2 昭和 5 6 年 8 月 2 2 日現在において就任している役員任期は、第 2 2 条（役員任期）にかかわらず、昭和 5 9 年 5 月 2 4 日までとする。

付 則

この定款は、昭和 5 8 年 6 月 2 9 日これを改正実施する。

この定款は、昭和 5 9 年 7 月 1 1 日これを改正実施する。

この定款は、昭和 6 0 年 8 月 8 日これを改正実施する。

この定款は、昭和 6 2 年 8 月 6 日これを改正実施する。

この定款は、平成 2 年 8 月 2 0 日これを改正実施する。

この定款は、平成 3 年 9 月 1 8 日これを改正実施する。

この定款は、平成 6 年 9 月 2 8 日これを改正実施する。

この定款は、平成 1 1 年 1 1 月 1 9 日これを改正実施する。

この定款は、平成 1 2 年 7 月 1 0 日これを改正実施する。

この定款は、平成 1 4 年 5 月 3 1 日これを改正実施する。

この定款は、平成 1 5 年 6 月 2 7 日これを改正実施する。

この定款は、平成 1 6 年 5 月 2 7 日これを改正実施する。

この定款は、平成 1 7 年 7 月 1 日これを改正実施する。

この定款は、平成 1 8 年 6 月 1 3 日これを改正実施する。

この定款の一部改正は、定款変更の認可の日（平成 1 9 年 6 月 2 5 日）から改正実施する。

この定款の一部改正は、定款変更の認可の日（平成21年6月12日）  
から改正実施する。

この定款の一部改正は、定款変更の認可の日（平成24年5月30日）  
から改正実施する。

この定款の一部改正は、定款変更の認可の日（平成26年6月19日）  
から改正実施する。

この定款の一部改正は、定款変更の認可の日（平成27年6月3日）  
から改正実施する。

この定款の一部改正は、定款変更の認可の日（平成30年6月21日）  
から改正実施する。

この定款の一部改正は、定款変更の認可の日（令和元年6月27日）  
から改正実施する。

## 別 表

平成 3 0 年 5 月

商 業		工 業	
地 区	総代数	地 区	総代数
A 地区	1 5	A 地区	1 2
B 地区	1 5	B 地区	1 6
C 地区	1 1	C 地区	1 7
D 地区	1 7	D 地区	1 7
小 計	5 8	小 計	6 2
		合 計	1 2 0

## 地 区 別 区 分 表

(工業)

A 地区	下戸田1.2丁目、中町1.2丁目、喜沢1.2丁目、 喜沢南1.2丁目、川岸1.2.3丁目、下前1.2丁目 本町1.2.3.4.5丁目、南町、戸田公園
B 地区	上戸田1.2.3.4.5丁目、大字上戸田、新曾、新曾南1.2.3.4丁目、 氷川町1.2.3丁目
C 地区	美女木東1.2丁目、美女木1.2.3.4.5.6.7.8丁目、大字美女木 笹目北町、下笹目
D 地区	笹目南町、早瀬1.2丁目、笹目1.2.3.4.5.6.7.8丁目

(商業)

A 地区	喜沢1.2丁目、喜沢南1.2丁目、中町1.2丁目、下前1.2丁目 川岸1.2丁目、下戸田1.2丁目
B 地区	本町1.2.4.5丁目、上戸田1.2.3.4.5丁目、大字上戸田 川岸3丁目、南町、戸田公園
C 地区	本町3丁目、新曾、新曾南1.2.3.4丁目、氷川町1.2.3丁目
D 地区	笹目南町、早瀬1.2丁目、下笹目、美女木東1.2丁目、 美女木1.2.3.4.5.6.7.8丁目、 笹目1.2.3.4.5.6.7.8丁目、笹目北町

